



毎月5日発行

Monthly

# 情報掲示板

社会保険労務士法人MAC 税理士法人 望月会計  
第110号

TEL: 0263-34-4488  
FAX: 0263-34-0054

## 2017年度から年金額等が 変わります！

### ◆支給額は3年ぶりの減額

2017年度の年金額が「前年度比0.1%引下げ」と発表されました。

総務省が発表した「平成28年平均の全国消費者物価指数」が前年から0.1%下落したことが年金額に反映されたものであり、3年ぶりの改定です。

なお、「マクロ経済スライド」はデフレ時には見送るという規定があり、2016度に引き続き適用されません。

2017年度の国民年金の支給額は、満額で月6万4,941円(前年度比67円減)、厚生年金の支給額は、会社員だった夫と専業主婦のモデル世帯(40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合)で月22万1,277円(同227円減)となります。

### ◆国民年金保険料、在職老齢年金は？

2017年度の国民年金保険料(月額)は16,490円(前年度比230円引上げ)です。

2004年(平成16年)の改正で保険料を毎年280円ずつ引き上げることが定められ、2017年度はその上限(16,900円)の年度となり、同年度以降は16,900円で固定されるはずですが、前年の物価変動率や実質賃金変動率によって増減されます。

在職老齢年金は、60歳前半(60~64歳)の支給停止調整変更額と60歳後半(65~69歳)と70歳以降の支給停止調整額については46万円(前年度比1万円減)に改定となります。

また、60歳前半(60~64歳)の支給停止調整開始額(28万円)は前年度と同額です。

### ◆「年金額の改定ルール」の見直し

昨年12月の臨時国会で成立した「年金制度改革関連法」には、年金支給額を賃金に合わせて引き下げる新しいルールが盛り込まれました。

この新ルールでは、現役世代の負担を重視し、物価が上がった場合でも現役世代の賃金下がれば年金支給額を減らす仕組みで、2021年度からの実施となります。